

議案第二号

昭和三十年度岩山工事に町道修繕して施行する件
（鳥取県建設工事執行規則準用）に基き鳥取県より請負との重値を以て
施行するものとする。

正記

- 一、工事箇所 三朝町大字山田地内
- 二、工費 山田崩壊地復旧事業
- 三、工事費 金 九拾九萬圓也

昭和三十一年一月十七日提出

三朝町長 坂出 龍

昭和三十一年一月十七日議決

三朝町議会議長 天野 彦

原案可決

